

建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

＜消費税率引上げのスケジュール＞

・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布

- ・ 平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用
- ・ 平成27年10月1日 消費税率8% → 10%適用

※消費税率の引上げに当たっては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ → 契約日ではなく、「引渡し日」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

- 物の引渡しを要するもの ……目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日
- 物の引渡しを要しないもの ……約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡しが適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは？

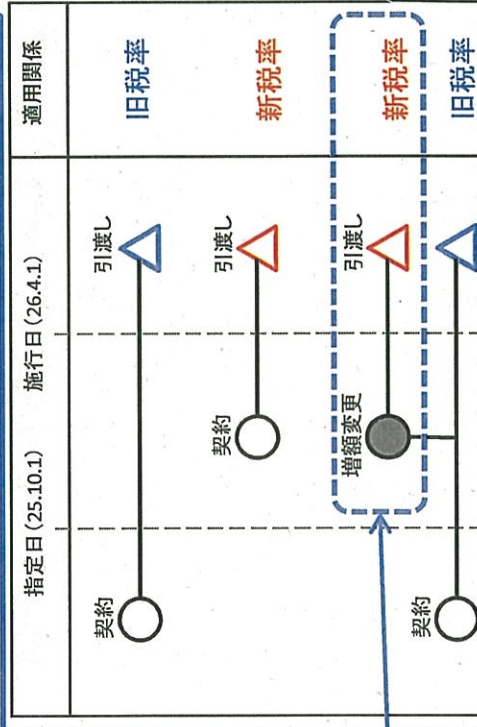
→ 消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます

工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかること等を考慮し、指定期前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

- 消費税率8%適用に係る指定期日 ……平成25年10月1日（←平成26年4月1日の半年前）
- 消費税率10%適用に係る指定期日 ……平成27年4月1日（←平成27年10月1日の半年前）

＜注意＞増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定期日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



元下契約に関する経過措置と損益の関係

消費税は原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額が納付税額となる。

→ 消費税が適正に転嫁されていれば、適用税率の違いによって元請業者の損益に影響を与えない。

《現行》元請契約5%、下請契約5%

請負契約額 1,050(うち税50)

下請契約額 840(うち税40)

下請受注額	800	税	40
-------	-----	---	----

利益	200	税	50
下請発注額	800		

$$\begin{aligned} \text{利益} & 1,050 - 840 - 10 = 200 \\ \text{納付税額} & 50 - 40 = 10 \end{aligned}$$

下請に支払った消費税額と同額の控除

《引上げ後》元請契約5%(経過措置)、下請契約8%

請負契約額 1,050(うち税50)

※指定日前の契約(5%)

下請契約額 864(うち税64)

※指定日以降の契約(8%)

下請受注額	800	税	64
-------	-----	---	----

利益	200	税	50
下請発注額	800		

利益は同額

$$\begin{aligned} \text{利益} & 1,050 - 864 - 14 = 200 \\ \text{納付税額} & 50 - 64 = 14 \text{ (還付)} \end{aligned}$$

(注) 地方消費税を含む。

長期大規模工事等における経過措置について

指定日から施行日の前日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約においては、右記算式により計算した金額にかかる部分については旧税率が適用されます。

長期大規模工事等
に係る対価の額 ×

長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額
施行日の前日の現況により見積もられる工事原価の額

※経過措置の具体的な内容等につきましては、国税庁HPをご覧ください。

【参考】国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>)に「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」(平成25年4月)等改正に関する資料が公表されています。

建設産業における消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税転嫁のポイント

○ 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

↑ **消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要**

○ 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

↑ **下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるとなるような行為を行わず、消費税を適正に上乗せした契約を締結することが重要**

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていませんが、仕入れに含まれる消費税分を価格に上乗せすることが必要

※建設工事標準請負契約款(公共・民間・下請)では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

建設産業への影響について

請負契約という建設工事の特性から、**発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業**では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、**消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念**があります。

＜過去の転嫁拒否事例＞

① **設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率(5%)が適用される**ところ、発注者の理解を得ることができず、**本体契約と同じ旧税率(3%)**でしか支払ってもらえず、**税率の差分(2%)を元請企業が負担して納税した。**

② 税率引上げに伴い、**駆け込み発注**が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の**設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。**

③ 元請企業が下請企業に対して**消費税の引き上げ分の値引き**を求めた。

④ 発注者と元請企業との契約が**経過措置の適用により旧税率が適用**されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、**新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否**した。

消費税転嫁対策特別措置法と建設業との関係について

国(主務大臣)

特定事業者を所管する主務大臣

国土交通大臣

転嫁拒否等の行為
のおそれがある場合



- 転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等
- (1) 公取委、主務大臣、中企庁長官による報告・検査(法第15条)
 - (2) 公取委、主務大臣、中企庁長官による指導・助言(法第4条)
 - (3) 主務大臣、中企庁長官による公取委への措置請求(法第5条)
 - (4) 公取委による勧告・公表(法第6条)

特定事業者(注文者)

発注者
・大規模小売事業者

発注者
・法人である事業者

建設業者(元請負人)
・法人

建設業者
・法人

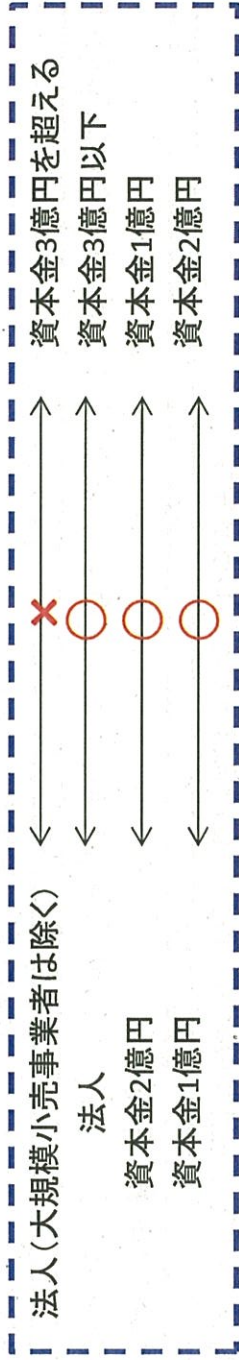
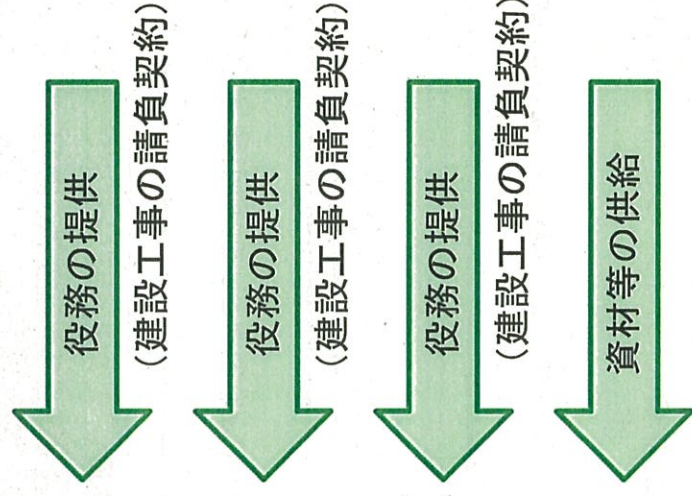
特定供給事業者(受注者)

建設業者
・資本金等の要件無し

建設業者
・法人(資本金3億円以下)
・個人事業者等

建設業者(下請負人)
・法人(資本金3億円以下)
・個人事業者等

資材業者等
・法人(資本金3億円以下)
・個人事業者等



消費税転嫁対策特別措置法の法令については公正取引委員会HPで確認できます。
(http://www.jftc.go.jp/tenkatsaisaku/hourei_tenkatsaisaku/jyobun.html)

特定事業者の遵守事項(法第3条)

(1) 減額(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)
契約済みの請負金額(消費税を含めた金額。以下同じ)から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合等

(2) 買いたたき(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)
請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合等

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

【商品購入、役務の利用要請】
商品の購入、役務の提供に、請負人にデザイナーの購入、自社の宿泊施設の利用等消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを要請する場合等

【利益提供の要請】

消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを要請する代わり、消費税率引上げの程度に応じて、請負人ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合等

(4) 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)

請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人からの申出を明示的に拒む場合等

(5) 報復行為(消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)

請負人が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱をされた等

※減額とはならない合理的な理由・・・特定供給事業者の責に帰すべき理由により、相当と認められる範囲内で対価を減じる場合など
→ 指定日以降の契約において、「引渡し日」が施行日前から施行日後に変更になるおそれがある場合、あらかじめ消費税率の引上げに伴い発生する消費税の増額相当分の取扱いについて、契約書等で明確に記載しておくことが重要。

※詳細は公正取引委員会HPで公表されている「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」をご覧ください。

建設業法における遵守事項

消費税率の引上げにあたり、以下の行為を行った場合は、建設業法上の違反となります。

- ・見積条件の提示(建設業法第20条第3項)
本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合
- ・書面による契約締結(建設業法第18条、第19条第1項)
請負金額について、消費税率引上げの上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合
- ・やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項)
請負金額について、消費税率引上げの上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為
- ・工期(建設業法第19条第2項)
請負金額について、消費税率引上げの上乗せを受け入れるが、その代わりに工期の短縮や変更を強要する行為
- ・支払保留(建設業法第24条の3、第24条の5)
請負金額について、消費税率引上げの上乗せを受け入れるが、その代わりに支払を保留する場合
- ・長期手形(建設業法第24条の5第3項)
請負代金の額について、消費税率引上げの上乗せを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合



上記行為を行った場合

建設業法における検査、指導等
・報告・検査(法第31条) ・指導・助言・勧告(法第41条) ・公取委への措置請求(法第42条)